

# おだわら成年後見制度利用促進指針



令和3(2021)年3月 発行

令和6(2024)年3月 改訂

小田原市

## はじめに



成年後見制度は、認知症や、知的障がい、精神障がいなどによって財産の管理や日常生活に支障がある方々を支える重要な手段として、平成12年に導入されました。

全国的に利用者は増えつつあるものの、残念ながら一般的な認知度はまだ低く、十分に利用されていない現状があることから、国では、関係法令や計画を定め、制度を利用しやすい環境の整備を進めています。

本市においても、認知症の方や知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあり、高齢化の進展とともに一人暮らしの高齢者の増加も見込まれます。今後の医療、福祉、介護ニーズの拡大に合わせて、成年後見制度に対するニーズも、ますます高まるものと予想されます。

折しも、本市は、将来像として掲げる「世界が憧れるまち“小田原”」の基本的な考え方や先導的な取組などをまとめた「2030 ロードマップ」を策定し、「誰もが、その人らしく、安心して住み続けることができるまち」の実現に向けて、新たな歩みを踏み出そうとしています。

この度策定した「おだわら成年後見制度利用促進指針」は、この地域共生社会の実現を支える取組のひとつである、成年後見制度の利用促進等に関する施策の方向性をお示しするものです。

市民の皆様を始め、法律、医療、介護、障がい者福祉などの専門職や関係機関の皆様と手を携え、必要な方に必要な支援が、より利用しやすい形で届くよう、制度の普及啓発、相談体制の整備、連携ネットワークの構築等に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本指針の策定に当たり、パブリックコメントやアンケート調査等により貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様を始め、御尽力をいただきました小田原市成年後見制度利用促進検討委員会委員の皆様、関係団体並びに関係機関の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

小田原市長

守屋 輝彦

# 目次

第1章 指針の策定にあたって	1
第1節 指針策定の趣旨	1
第2節 指針の位置付け	2
第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題	3
第1節 全国的な現状と課題	3
第2節 本市の現状と課題	6
第3節 成年後見制度の利用促進に関するアンケート調査結果（抜粋）	11
第3章 基本理念等	14
第1節 基本理念	14
第2節 基本目標	14
第3節 施策の体系	15
第4章 利用促進に向けた取組（施策の展開）	16
第1節 成年後見制度の理解の促進	16
第2節 相談支援体制の充実	17
第3節 地域連携ネットワークの構築	19
第4節 市民後見人の養成・支援	22
第5節 制度を利用しやすい仕組みづくり	23
第6節 不正防止に向けた取組	24
第5章 推進体制	25
第1節 中核的な役割を担う機関の設置と適正な運営	25
第6章 国の第二期基本計画策定を受けて	27
資料編	28

# 第1章 指針の策定にあたって

## 第1節 指針策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でないことにより、財産管理や契約行為などの日常生活に支障がある人に対し、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（以下「後見人等」といいます。）が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

認知症等があることにより、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28（2016）年5月に施行されました。同法律において、市町村の講ずる措置等が規定され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

本市においても、今後、成年後見制度の利用が必要となる人の増加が見込まれ、そうした人への支援や制度の理解を進める対応が更に必要になることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を整理し、総合的かつ計画的に推進するため、本指針を定めるものです。

### ○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年5月施行）

成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された法律です。

### ○成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）年3月閣議決定）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画です。

### ○認知症施策推進大綱（令和元（2019）年6月閣議決定）

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策の推進を図るために策定された大綱です。本大綱の中で、成年後見制度の利用促進については、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定を推進することとしています。

### ○第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年3月閣議決定）

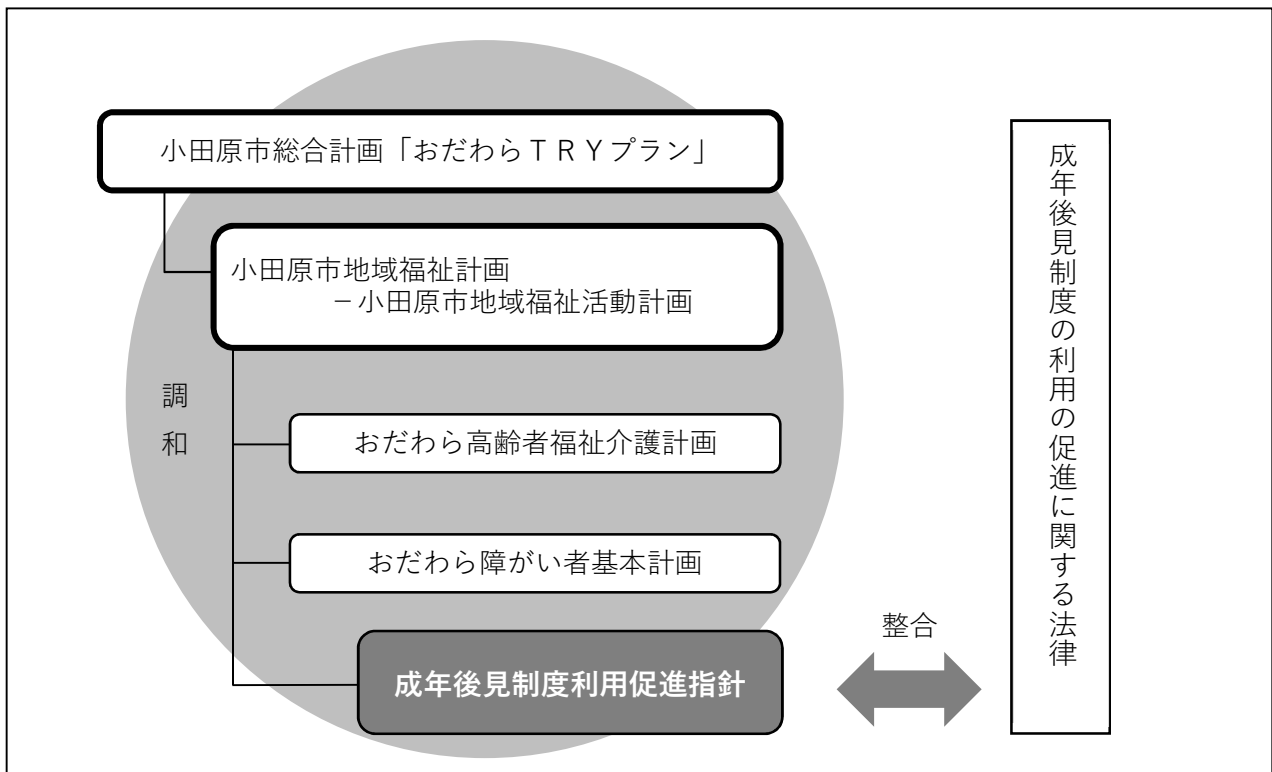
第二期計画では、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」という副題が付けられ、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするのではなく、権利擁護支援の一環として推進するものであることを明確化し、これを踏まえて地域連携ネットワークの一層の充実などの取組を進めることとしています。



## 第2節 指針の位置付け

本指針は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する基本的な計画に位置づけるとともに、関連する「小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「おだわら高齢者福祉介護計画」「おだわら障がい者基本計画」等と調和を図りながら推進します。

また、本指針の基本的な考え方や施策については、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを期間とする「第4期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部に位置付け、権利擁護施策の一体的な整備を図ります。



## 第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題

### 第1節 全国的な現状と課題

総務省の人口推計によると、成年後見制度がスタートした平成 12（2000）年の高齢者人口は約 2,201 万人、高齢化率は 17.4%でした。平成 30（2018）年時点では、高齢者人口は約 3,558 万人で約 1,357 万人増加し過去最多、高齢化率は 28.1%で過去最高となりました。「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には、約 3,677 万人に達すると見込まれ、令和 24（2042）年には約 3,935 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

認知症高齢者数の推計では、平成 24（2012）年の約 462 万人から、令和 7（2025）年には約 700 万人に増え、その先もさらに増加することが見込まれています。

障がい者手帳所持者のうち、療育手帳所持者は平成 15 年（2003）年の約 64 万人から、平成 30（2018）年には約 112 万人と約 48 万人増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 15（2003）年の約 36 万人から、平成 30（2018）年には約 106 万人と約 70 万人増加しています。障がい者手帳所持者数が増加した要因の一つとしては、障がい者手帳に対する認知度が高まったことが挙げられています。また、精神疾患の患者数の増加については、長時間労働や高齢社会などの社会のあり方が影響し、うつ病や認知症などの疾患が増加していることも挙げられます。

このように今後、認知症の高齢者や障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度の必要性はさらに高まると考えられます。成年後見制度の利用者数は年々増加していますが、平成 30（2018）年の利用者数は全国で約 21 万人であり、認知症の高齢者や障がい者等の数と比較すると、成年後見制度の利用が必要な人に制度が十分に利用されているとは認められない状況にあるといえます。

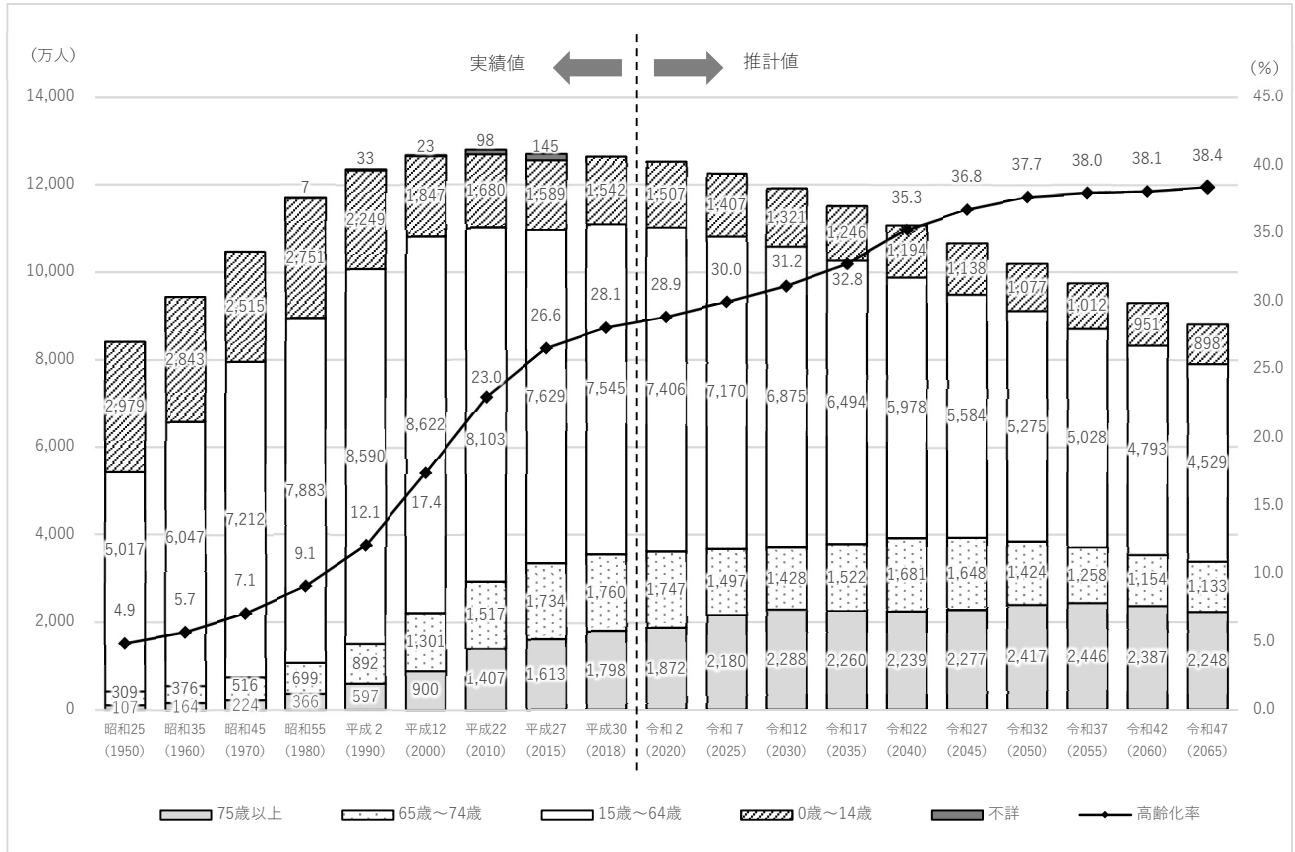
成年後見制度の類型別利用者数を見ると、「後見」の割合が約 8 割となっており、判断能力低下の度合いが低い「保佐」や「補助」の割合が約 2 割となっています。これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されていないとも考えられます。「後見」は、本人を保護する機能が強い反面、本人の行為能力を包括的に制限し、また本人の意思を反映させることが難しい制度です。他方、補助や任意後見は、本人の行為能力の制限を最小限にとどめ、本人の意思を最大限尊重することを可能にする制度です。今後は、「保佐」や「補助」などの類型の一層の活用が課題となっています。

後見人等による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人等になることが多くなっていますが、第三者が後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

また、後見等の開始後に、本人やその親族、後見人等を支援する体制が十分に整備されていない

ため、これらの人からの相談については、後見人等を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが難しく、利用者が成年後見制度を利用するメリットを実感できないといった課題もあります。

●国内における人口の状況及び推計



※資料：平成 27 (2015) 年までは総務省「国勢調査」、平成 30 (2018) 年は総務省「人口推計」(平成 30 (2018) 年 10 月 1 日確定値)、令和 2 (2020) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

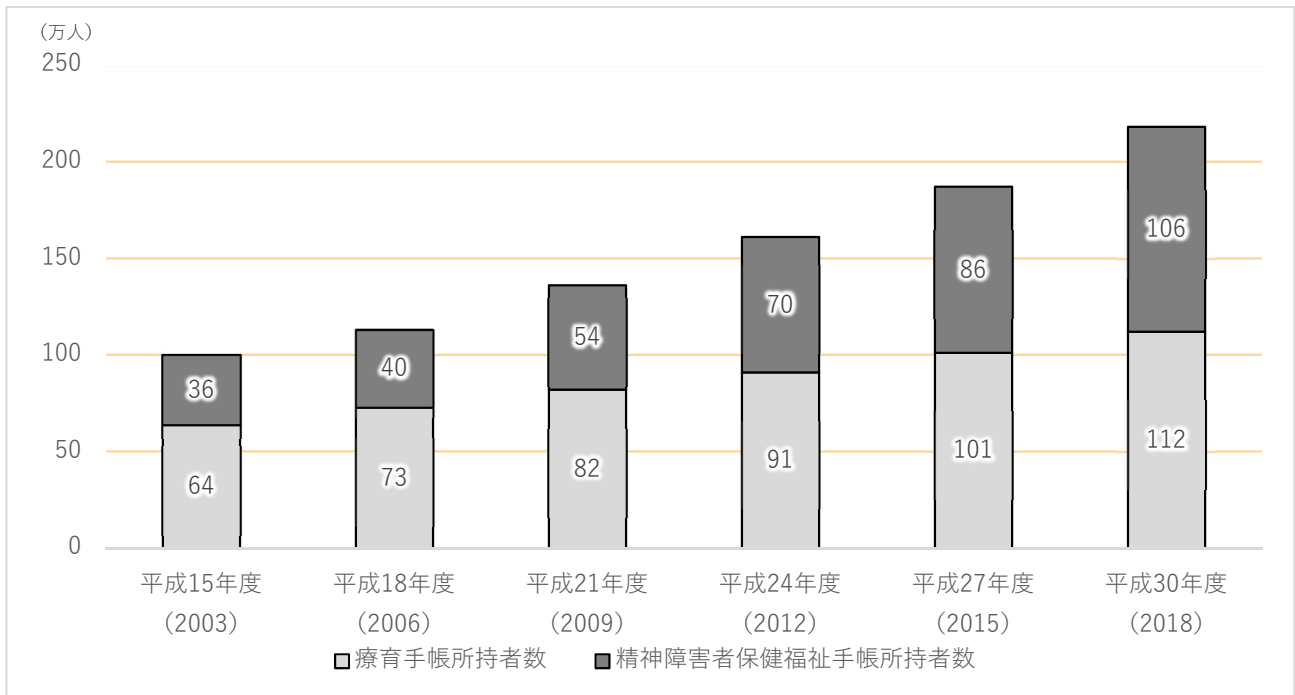
(注) 平成 30 (2018) 年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成 27 年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口 (参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、昭和 25 (1950) 年～平成 27 (2015) 年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

●認知症の高齢者数の推計

年	平成 24 年 (2012 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 42 年 (2060 年)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/ (率)	462 万人	517 万人 15.7%	602 万人 17.2%	675 万人 19.0%	744 万人 20.8%	802 万人 21.4%	797 万人 21.8%	850 万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/ (率)	15.0%	525 万人 16.0%	631 万人 18.0%	730 万人 20.6%	830 万人 23.2%	953 万人 25.4%	1,016 万人 27.8%	1,154 万人 34.3%

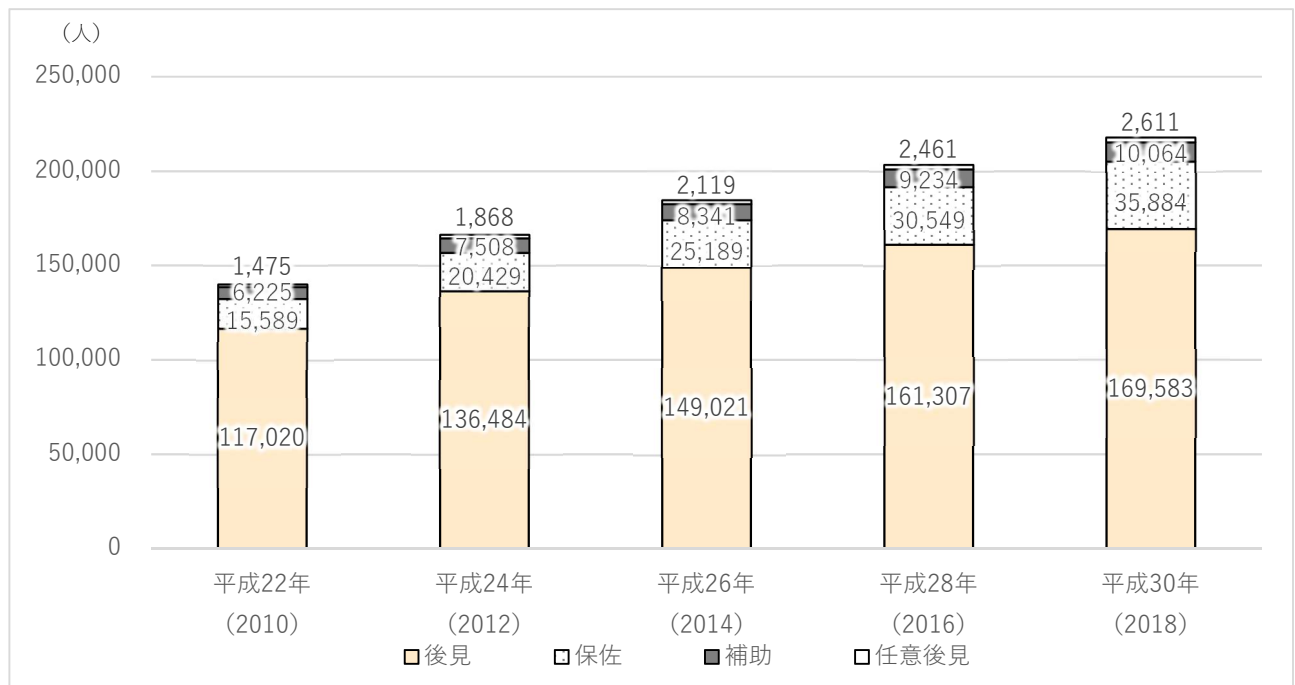
※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 (2016) 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授) による速報値

●知的障がい者数・精神障がい者数の推移



※資料：厚生労働省 福祉行政報告例、衛生行政報告例

●成年後見制度の類型別利用者数について



※資料：最高裁判所 成年後見関係事件の概況

## 第2節 本市の現状と課題

本市の平成30(2018)年時点の高齢者は56,246人、高齢化率は29.3%となっています。今後、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には高齢者が約5.8万人、高齢化率は31.5%、「団塊のジュニア世代」が高齢者になる令和22(2040)年には高齢者が約5.9万人、高齢化率は36.9%になる見通しで増加傾向です。

また、要支援・要介護認定者の「認知症高齢者の日常生活自立度」における判定結果でⅡ～Ⅲのランクと判定された、日常生活に支障を来すような何らかの認知症状がある人は、平成27(2015)年は5,053人、平成30(2018)年は5,795人で増加傾向にあり、今後も認知症により日常生活に支障をきたす高齢者が増加することが見込まれます。

平成15(2003)年の療育手帳所持者は989人、精神障害者保健福祉手帳所持者は213人、平成30(2018)年の療育手帳所持者は1,676人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,231人となっており、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

障がい者支援では、障がいの種別や重さ、生活環境など、個別の状況を踏まえた長期にわたる意思決定支援、身上保護を行うことが必要です。障がいのある子の保護者は、自身で子の支援ができなくなった場合に、福祉サービス等、本人の意思を尊重し、安心して安定した生活が送られるよう支援が継続されていくかが、大きな不安となっています。

また、精神科病院等に入院している方や施設に入所している方が退院して、地域に戻ってからも、本人らしく生活が送れるよう、適切に支援していくことが重要となっています。

平成30(2018)年時点の本市の成年後見制度利用者数は507人いますが、認知症等により日常生活に支障を来すような何かしらの症状がある高齢者数が5,795人いることを踏まえると、成年後見制度が十分に利用されているとは認められない状況にあるといえます。

成年後見制度の類型別利用者数は、全国的な傾向と同様で「後見」の割合が約8割となっており、社会生活上大きな支障が生じるまで制度の利用がされていないとも考えられます。

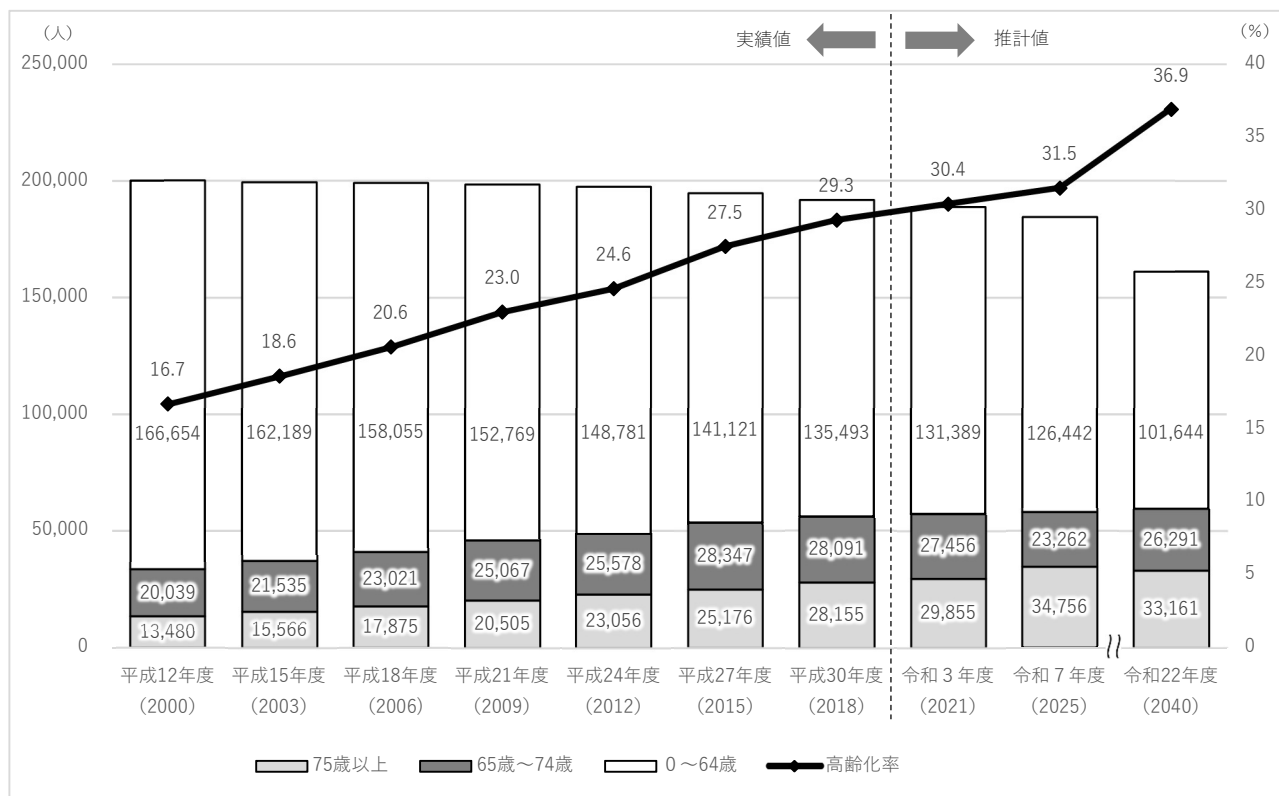
令和2(2020)年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「成年後見制度の名前を知っているが、制度を知らない」「名前も知らない」と回答した人の割合が過半数を超えており、制度の認知が十分でないことが伺えます。

後見等の開始の申立ては、本人若しくは親族が行うことが原則ですが、独居高齢者の増加や家族関係の希薄化等、申立者の不在により、市長申立ての件数は増加傾向にあり、近年は年間20件前後実施しています。今後も、特に高齢者において市長申立てのニーズは増加することが見込まれますが、成年後見制度の利用の必要な人が埋もれないよう、市長申立てにつなぐまでの関係者との更なる連携が必要です。

成年後見制度の利用に必要な申立費用や後見人等への報酬などの経費は、申立人や本人が負担す

ることが原則ですが、経済的に費用負担が難しい場合は、市長申立てにより被後見人等となった方に限って、市がその費用を負担しています。今後は、費用負担が困難なことから、成年後見制度を利用できないといったことがないように、市が費用負担する対象範囲の見直しが必要です。

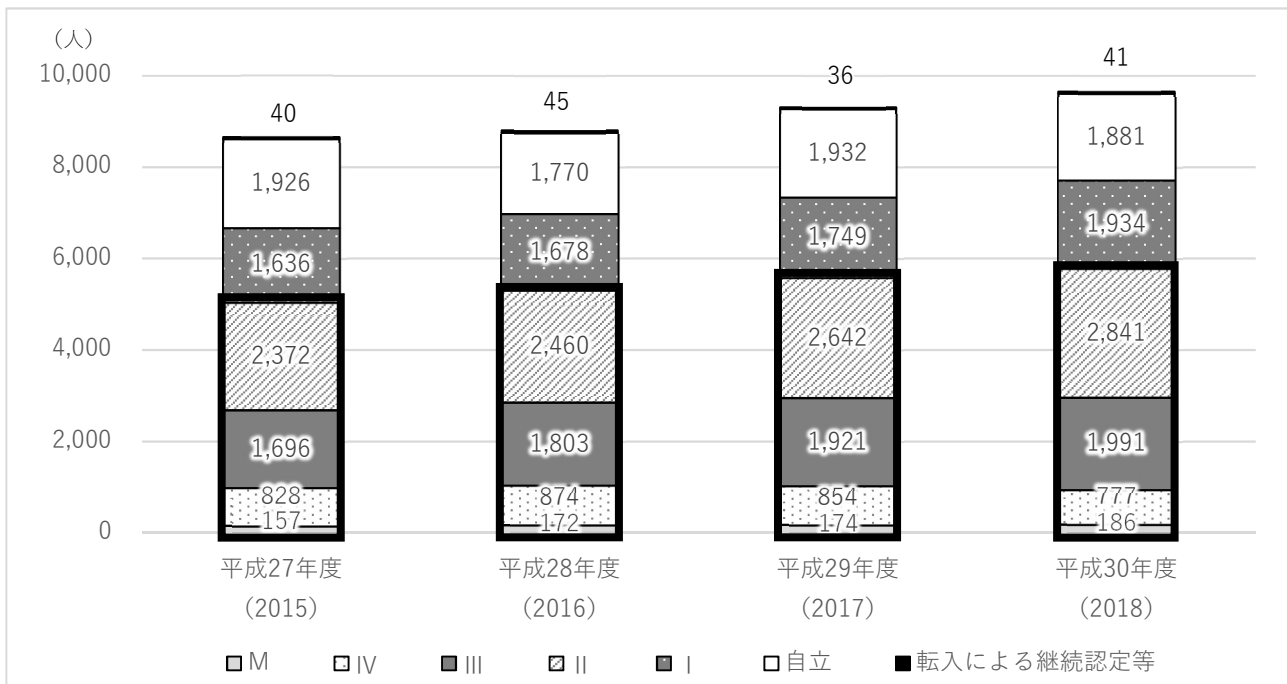
### ●総人口と高齢者人口及び高齢化率の推移



※平成12(2000)年度は国勢調査、その他は小田原市の調べによるもの。

各年度10月1日現在、令和3(2021)年度以降は平成30(2018)年10月1日現在の小田原市人口統計を基礎として、国立社会保障・人口問題研究所の出生率、死亡率を踏まえ算出。

●要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移



※出典：小田原市の調べによる。各年度4月1日現在。

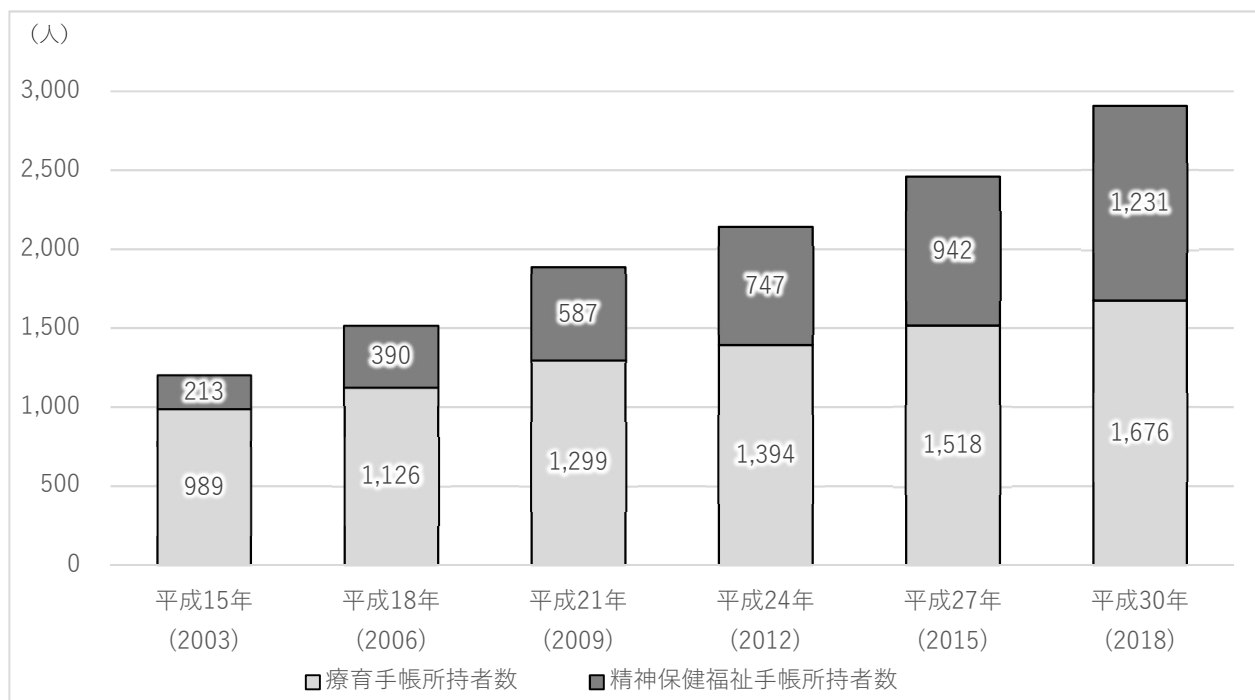
介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数確定後に認定結果が出た者等が含まれるため、同日時点の介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数とは差異が生じている。

認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

区分	状 態
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

※出典：厚生労働省

●知的障がい者数・精神障がい者数の推移

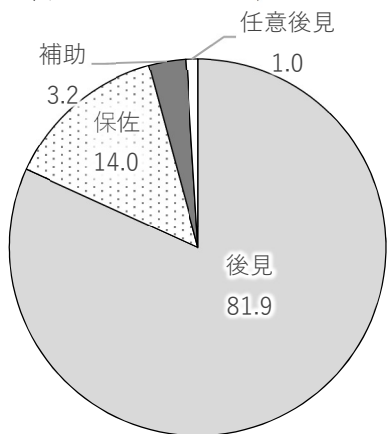


※出典：小田原市の調べによる。各年度4月1日現在。

●成年後見制度の類型別利用者数

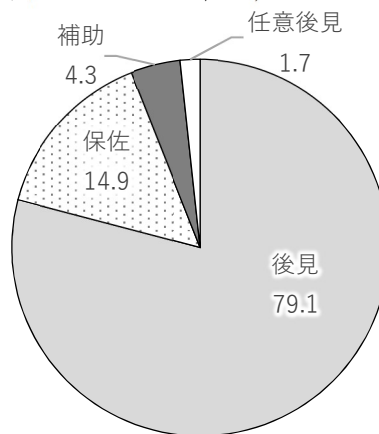
≪小田原市≫ (制度利用者数 507人)

(単位：% n=507)



≪神奈川県≫ (制度利用者数 15,823人)

(単位：% n=15,823)



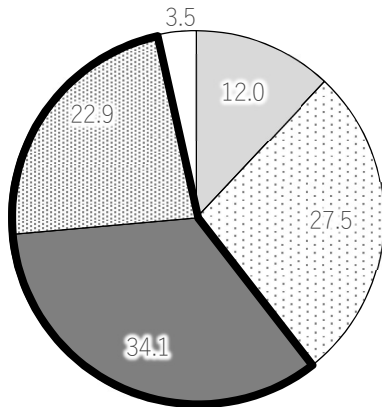
※資料：横浜家庭裁判所資料

- 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援をうけている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 本資料は、平成30(2018)年12月末時点で横浜家庭裁判所が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- (2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県内外の者の数は計上していない。
- 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。



## ●成年後見制度の認知度

(単位：％ n=5,420)



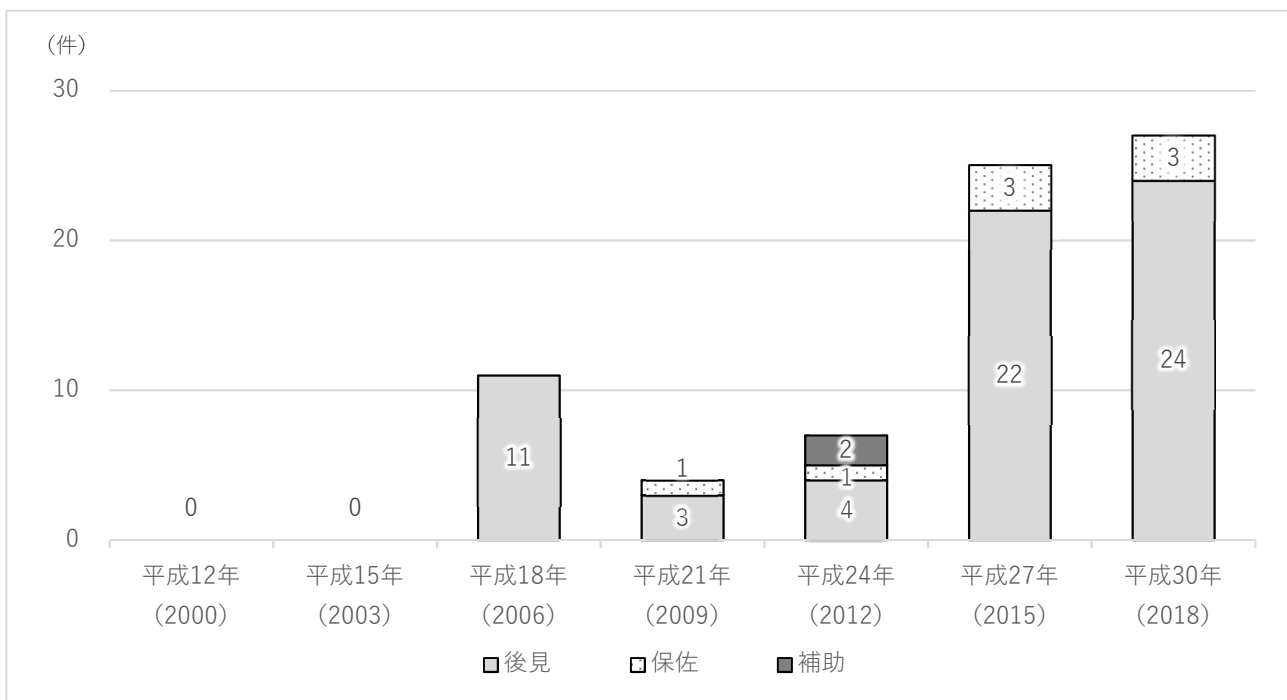
- 名前を知っているし、制度内容も知っている
- 名前を知っているし、制度内容も少しは知っている
- 名前は知っているが、制度内容は知らない
- ▨ 名前も知らない
- 無回答

※出典：小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問66「成年後見制度を知っていますか」

小田原市在住の65歳以上の人で、要介護1～5の認定を受けていない人から圏域別に無作為抽出

(令和元(2019)年11月15日現在)

## ●市長申立て件数の推移



※出典：小田原市の調べによる。各年度4月1日現在。

### 第3節 成年後見制度の利用促進に関するアンケート調査結果（抜粋）

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項について検討するため、市内にある介護サービス事業所や地域包括支援センター、障がい者施設に対し、成年後見制度の利用促進に関するアンケート調査を実施しました。

#### 【調査期間及び調査対象等】

- ・調査期間：令和2（2020）年4月1日から4月30日まで
- ・調査方法：電子メールによる配布・回収

事業所		調査対象数（件）	回答数（件）	割合（％）
高齢福祉分野	居宅介護支援事業所	53	30	56.6
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9	5	55.5
	介護老人保健施設	5	4	80.0
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	16	4	25.0
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	17	11	64.7
	小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	7	3	42.9
	医療機関地域医療連携室	9	7	77.8
	地域包括支援センター	12	12	100.0
障がい福祉分野	療養介護	2	1	50.0
	施設入所支援	4	4	100.0
	共同生活援助	17	15	88.2
	精神科病院	2	2	100.0
	特定相談支援事業所	13	13	100.0
合 計		166	111	66.9

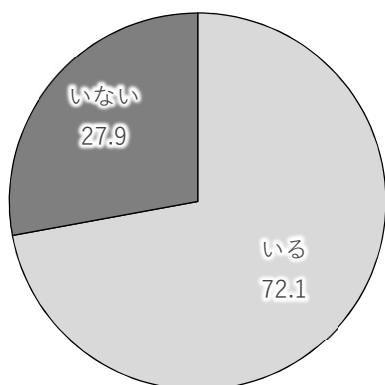
#### 【アンケート調査の回答から見てきた現状】

##### 1 成年後見制度の認知度について

成年後見制度を利用している人がいる事業所は、72.1%（80件）と高く、多くの事業所が成年後見制度の利用に関わっていました。制度の理解・認知度の回答については、「よく知っている」と回答した事業所が36.9%（41件）で、成年後見制度に関わりはあるものの、制度が事業所に十分に理解・認知されていないことが分かりました。

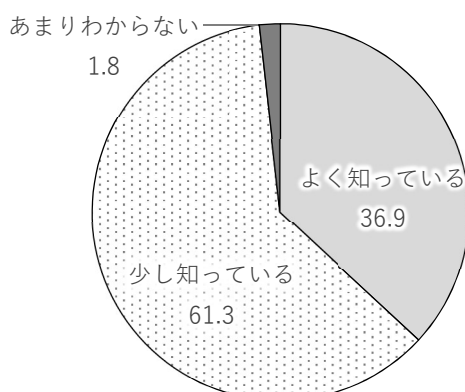
#### ●成年後見制度利用者の有無

（単位：％ n=111）



#### ●成年後見制度の認知度

（単位：％ n=111）

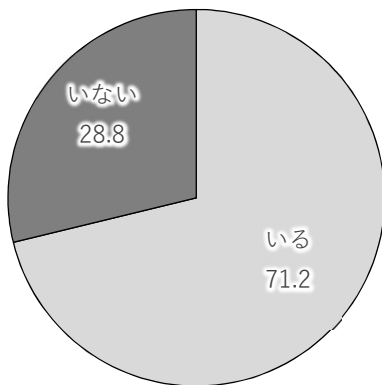


## 2 成年後見制度の潜在的なニーズについて

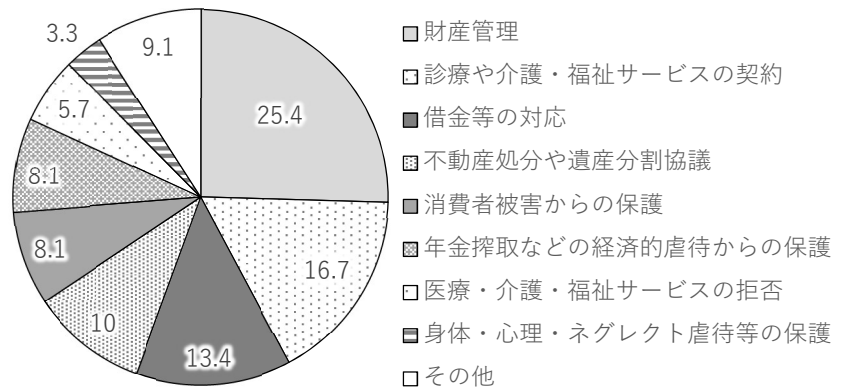
成年後見制度を利用していない人のうち、後見人等が必要な人がいると回答した事業所が71.2%（79件）と成年後見制度の潜在的なニーズがありました。主なニーズとしては、財産管理が最も多く、次いで診療や介護・福祉サービスの契約に対する支援となっています。

### ●成年後見制度等が必要な支援対象者 ●後見人等が必要な理由

の有無（単位：% n=111）



（単位：% n=79）

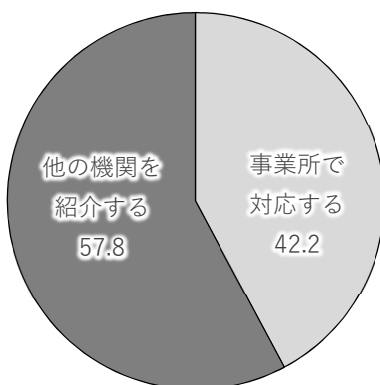


## 3 成年後見制度の相談先について

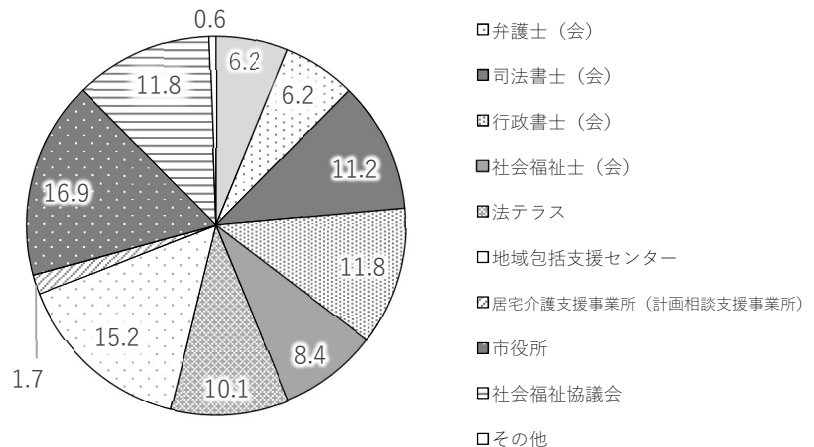
成年後見制度の相談を受けた場合、半数以上が他機関を紹介して対応していました。紹介先は、家庭裁判所や弁護士をはじめとした法律専門職、地域包括支援センターや計画相談支援事業所などの介護・障がい福祉分野、市役所や社会福祉協議会と、多岐にわたっています。

### ●成年後見制度の相談の対応方法 ●他の機関の紹介先

（単位：% n=102）



（単位：% n=178）

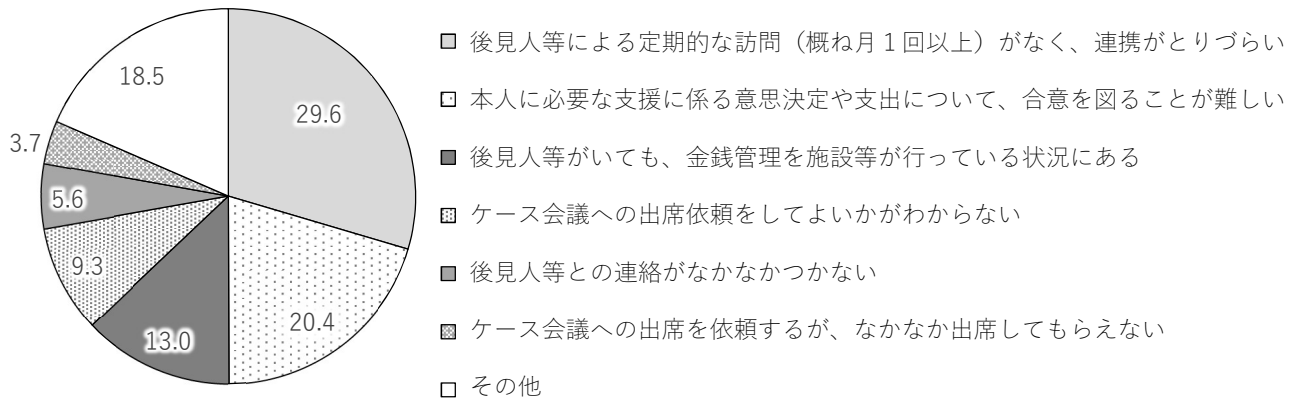


#### 4 後見人等との連携における課題について

後見人等と連携をとる際の課題として、「後見人等による定期的な訪問がなく、連携が取りづらい」との回答が29.6%（16件）でした。本人の意思決定支援・身上保護を重視した支援を進めていく上では、後見人等を含めた支援者間の連携が大きな課題となっています。

##### ●後見人等との連携における課題

（単位：% n=54）

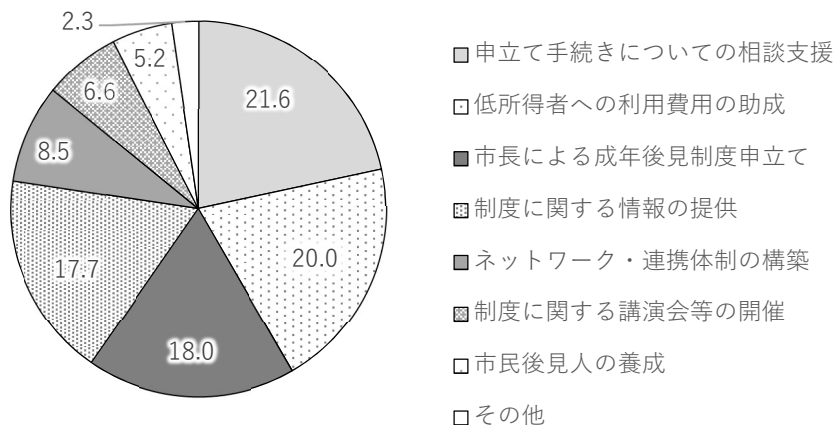


#### 5 市の取組に期待すること

市の取組に期待することとして、「申立て手続きについての相談支援」、「低所得者への利用費用の助成」、「市長による成年後見制度申立て」の回答が多く、事業所から本市に申立ての支援を期待されていることが分かります。

##### ●市の取組に期待すること

（単位：% n=54）



## 第3章 基本理念等

### 第1節 基本理念

権利擁護支援を推進するため、市民・法律専門職・関係機関・行政等が連携し、成年後見制度の利用促進に取り組むことにより、誰もが自身の権利と利益が守られ、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域での支え合いを促進し、地域共生社会の実現を目指していきます。

**誰もが権利を守られ 自分らしく安心して暮らし続けることを 地域で支え合うまち**

### 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

#### 基本目標1 制度の理解を深め、利用促進につなげる

成年後見制度への理解がより一層深まるよう普及啓発を行います。本人や家族だけでなく、地域の支援者や関係機関にも周知していきます。成年後見制度が本人の生活を守り、権利を守る重要な手段であることを伝え、制度が適正に利用されるよう、利用促進に取り組みます。

#### 基本目標2 相談窓口を運営し、適切な支援を行う

本人や家族が成年後見制度について気軽に相談できるよう、また、早期に必要な支援につなぐことができるよう、地域の支援者や関係機関等が制度の利用が必要な人を発見した際の相談先として、成年後見制度に係る相談窓口を運営します。

さらに、後見人等による財産管理中心の支援だけでなく、本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視した、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な活動ができるよう後見人等の支援に取り組みます。

#### 基本目標3 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、必要な支援につなげるため、法律専門職や地域の支援者、関係機関等とのネットワークを構築し、地域の資源を有効活用できる仕組みづくりを進めるほか、地域の新たな権利擁護の支援者として市民後見人の養成に取り組みます。

### 第3節 施策の体系

#### 基本理念

**誰もが権利を守られ**

**自分らしく安心して暮らし続けることを**

**地域で支え合うまち**

#### 基本目標

- 1 制度の理解を深め、利用促進につなげる
- 2 相談窓口を運営し、適切な支援を行う
- 3 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

#### 施策

- 1 成年後見制度の理解の促進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 地域連携ネットワークの構築
- 4 市民後見人の養成・支援
- 5 制度を利用しやすい仕組みづくり
- 6 不正防止に向けた取組

## 第4章 利用促進に向けた取組（施策の展開）

### 第1節 成年後見制度の理解の促進

多くの市民にとって、成年後見制度はどのようにしたら利用できるのか、何をしてもらえるのかなどが知られておらず、身近な制度とは言えません。介護や障がい福祉分野の支援者からも十分に理解できていないといった声があります。誰に、何を知っていただくことが必要なのかを考え、対象者別に周知を行うことが必要です。

成年後見制度の理解を促進するため、地域の支援者（民生委員や自治会、ボランティア団体等）や、関係機関（介護や障がい福祉分野の事業所、医療機関、行政職員等）をはじめ、全ての市民に対して成年後見制度や相談体制等について幅広く周知します。

成年後見制度の理解が進むことで、本人、あるいは本人に身近な人が成年後見制度を必要としている人に気づくことができ、迅速な相談支援につなげることができます。

また、社会生活上の大きな支障が生じない限り、なかなか成年後見制度の利用に至らないといった現状があるため、本人の意思がより尊重されやすい保佐・補助類型や任意後見制度を含め、本人のニーズに合った早期からの支援が行われるよう、普及啓発を行っていきます。

#### 【主な取組】

##### ①市民を対象とした普及啓発活動

- ・市民を対象とした講演会を開催するほか、地域での出前講座等を実施し、普及啓発を行います。
- ・市民後見人の養成を通じて、成年後見制度について理解を深め、市民の共助の精神を醸成し、制度が必要な人に気づき支え合える社会の実現に向け取り組みます。

##### ②地域の支援者や関係機関等を対象とした普及啓発活動

- ・地域の支援者や関係機関向けの講演会や、成年後見制度の研修会等を開催し、普及啓発に取り組みます。
- ・高齢福祉分野、障がい福祉分野に限らず、広く福祉分野に関係する行政職員に対し、研修を実施します。

##### ③普及啓発を推進するためのツールの作成・活用

- ・手に取りやすく、成年後見制度の概要やメリットなどが理解できるパンフレット等のツールを、法律専門職等と連携し、作成します。
- ・ホームページや広報等を活用し、成年後見制度や相談窓口について情報発信を行います。



## 第2節 相談支援体制の充実

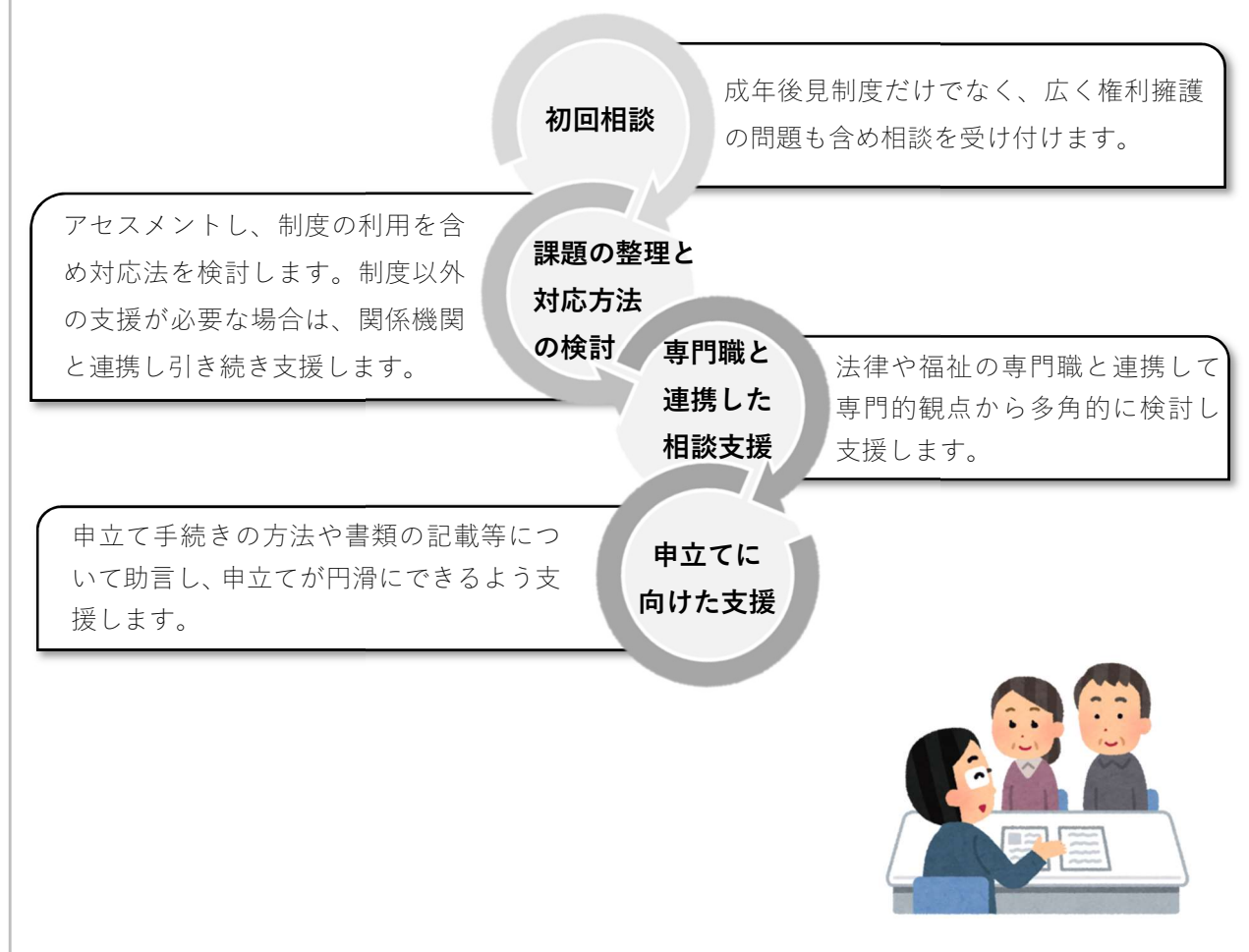
これまで、本市には、成年後見制度の利用相談について専門的に対応できる窓口がありませんでした。また、成年後見制度の利用を必要としている人の中には、自ら相談に行くことができず、支援を求めることが難しいことがあります。

そこで、本人や家族、本人の身近な人が気軽に成年後見制度について相談できるよう、「おだわら成年後見支援センター」を運営します。専門的な相談窓口が明確化されることで、より迅速に相談支援へ結びつくことが期待されます。

自発的に窓口で相談することが難しい人に対しては、地域の支援者や関係機関等と連携して、成年後見制度を必要とする人を把握し、円滑な支援に結びつけられるよう、訪問による相談支援について検討します。

また、対象者の抱えている課題の専門性に対応できるよう、法律専門職等と連携した相談体制を構築します。

### 成年後見制度の相談支援の流れ（イメージ）





## 【主な取組】

### ①「おだわら成年後見支援センター」における相談支援

- ・本人や家族、関係機関等が、成年後見制度について気軽に相談できる窓口を運営し、必要な支援につなげます。
- ・成年後見制度の利用が必要な場合、本人や親族が申立てを行う際の手続きや必要書類の収集方法等について助言し、申立てが円滑に進むよう支援します。
- ・成年後見制度の利用が必要ないと判断された場合も、他の権利擁護の支援が必要ないか検討し、切れ目のない相談支援を行います。
- ・地域の支援者や関係機関等が成年後見制度の利用が必要な人を発見しても、自発的に相談することが難しい人や、相談に来ることを躊躇している人がいます。そうした人への訪問による相談支援について検討します。

### ②法律専門職等による専門相談体制の構築

- ・対象者の抱えている課題の専門性に対応できるよう、法律や福祉の専門職と連携して、専門的観点から多角的に支援できる体制を構築します。

### 第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な人を支える支援者や後見人等が互いに連携し、権利擁護のための「支援チーム」を形成することで、日常的な本人の見守り、本人の意思決定支援、身上保護を重視した支援を行います。

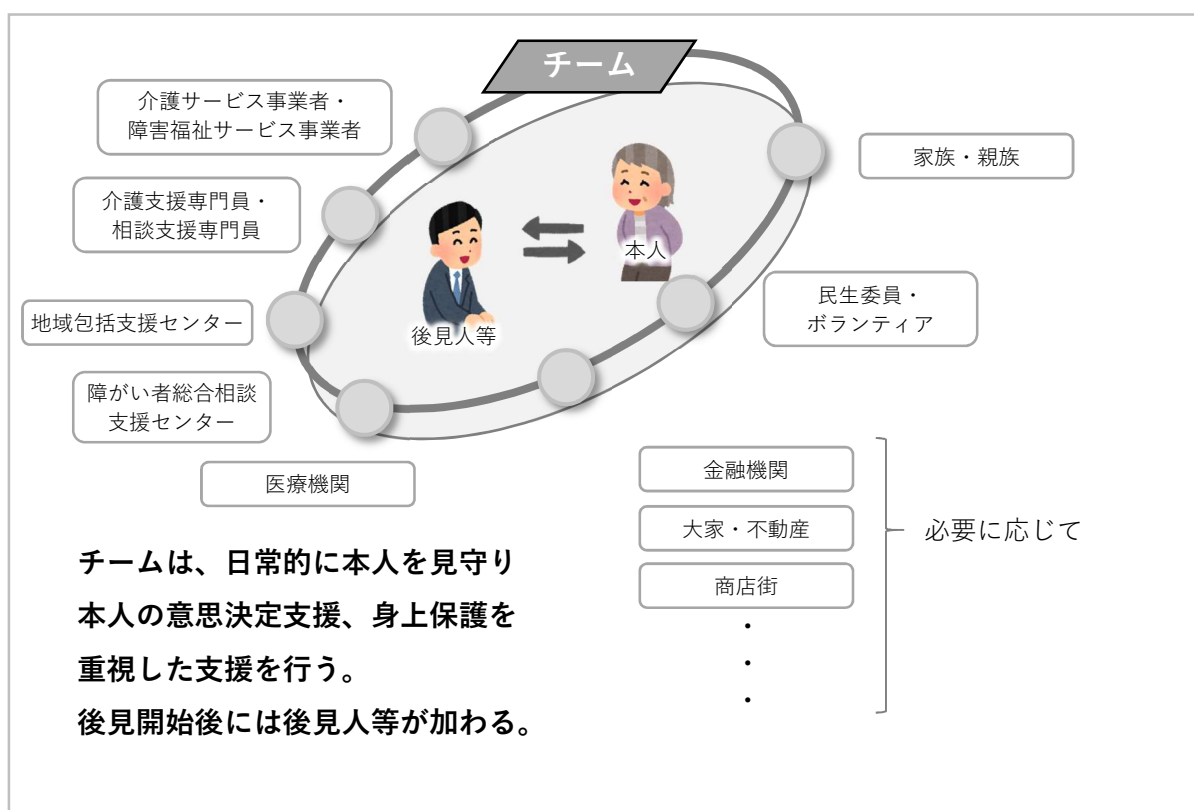
また、当事者の声を反映し、本人に寄り添ったチーム支援がより円滑に機能するよう地域連携ネットワーク会議を開催し、支援体制や地域の課題、連携のあり方を協議します。

こうした支援者間の連携の積み重ねにより、地域の支援者や関係機関等との既存のネットワークに加え、法律専門職等の新たな関係者を含む地域連携ネットワークを構築することで、地域全体の見守る力を高めます。その結果、地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人に早く気付くことができ、成年後見制度の利用などの支援につながることを期待できます。

#### 【主な取組】

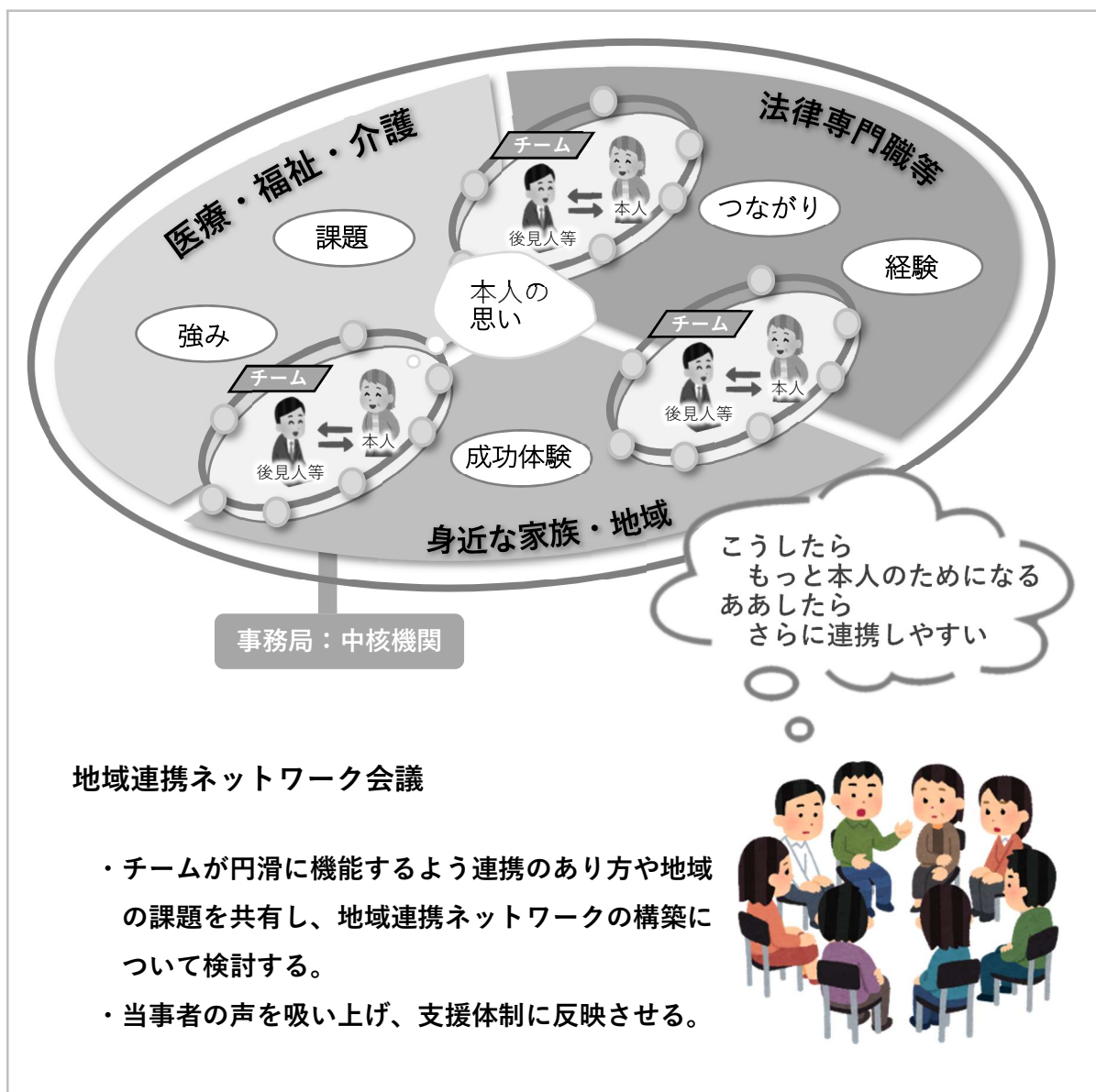
##### ①権利擁護のためのチーム支援

- ・成年後見制度の利用が必要な人に対して、後見開始前は本人に身近な親族、医療、介護、福祉、地域の支援者等が、後見開始後には、これに後見人等が定例的に加わる形で「支援チーム」を形成します。この「支援チーム」で、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、適切な権利擁護が図られるよう、必要な支援を行います。



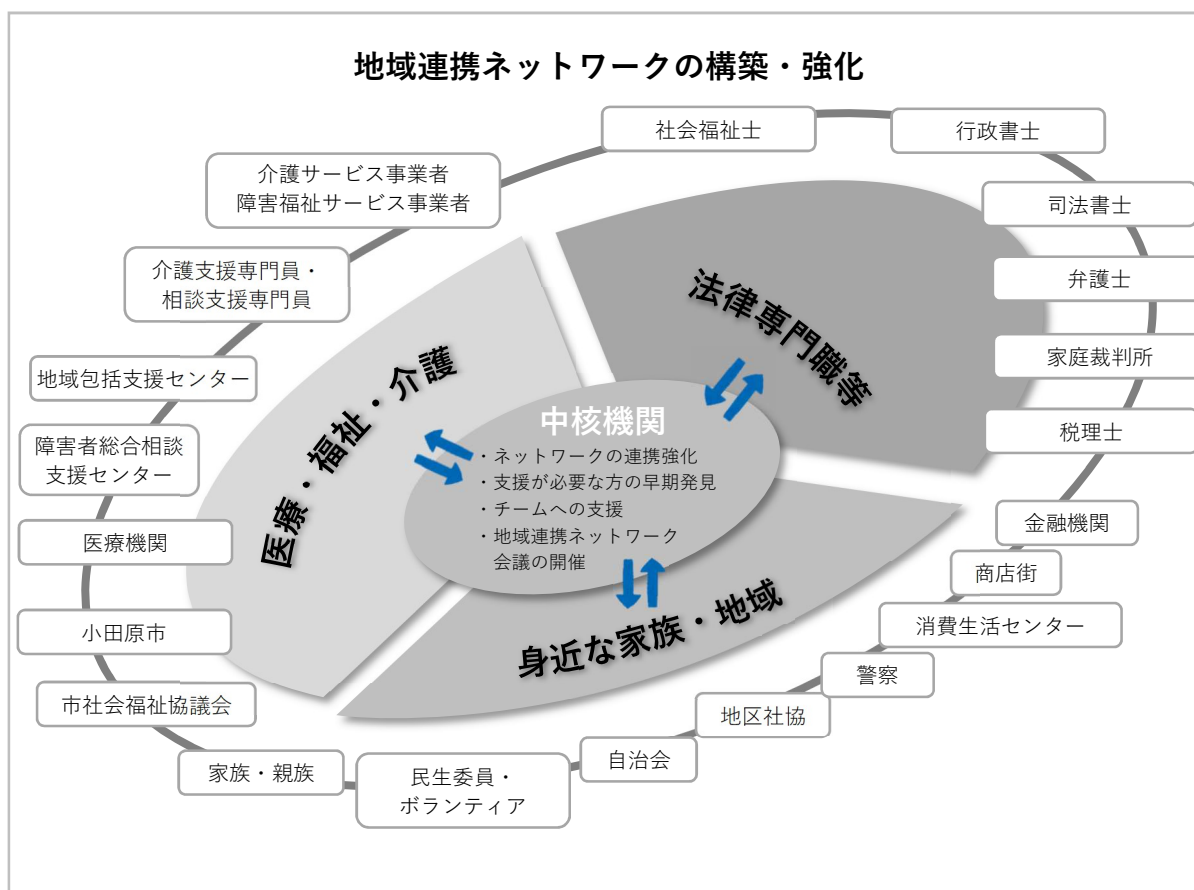
## ②地域連携ネットワーク会議の運用

- ・「支援チーム」がより円滑に機能するよう、地域連携ネットワーク会議を組織し、成年後見制度に関係する支援者等が、連携のあり方や地域の課題を共有し、支援体制について検討します。
- ・地域連携ネットワーク会議を通じて、成年後見制度を利用している当事者の声を吸い上げ、本市の支援体制に当事者の思いを反映させます。



### ③中核機関による地域連携ネットワークのコーディネート

- ・地域連携ネットワーク会議の運営や、「支援チーム」の構成員など地域の連携ネットワークをコーディネートする役割は、本市の中核機関である「おだわら成年後見支援センター」が担います。
- ・成年後見制度の利用が必要な人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談を通じて、チーム支援が必要な人の早期発見に努めます。
- ・地域の支援者や関係機関等との既存のネットワークを活用するとともに、法律専門職や金融機関など新たな関係機関との連携及び情報共有を推進し、個人情報の取扱に配慮しつつ、成年後見制度の利用が必要な人の意思決定支援、身上保護を重視した支援を行います。
- ・地域連携ネットワーク会議や既に行われている会議体（地域ケア会議・サービス担当者会議・自立支援協議会等）を活用し、多くの関係者との連携を強化し、「支援チーム」への支援を行います。
- ・こうした支援者間の連携をコーディネートし、地域連携ネットワークを構築・強化します。



## 第4節 市民後見人の養成・支援

今後、認知症高齢者等の増加により、成年後見制度利用の需要は一層高まるものと見込まれています。そうした時代の要請に応えるため、市民後見人を養成し成年後見等の担い手の確保を推進するとともに、市民後見人の支援に努めます。

市民後見人の養成を通じて、成年後見制度について理解を深め、市民の共助の精神を醸成し、たとえ認知症等になったとしても安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

市民後見人は、同じ市民の立場で本人に寄り添い、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことが期待されます。

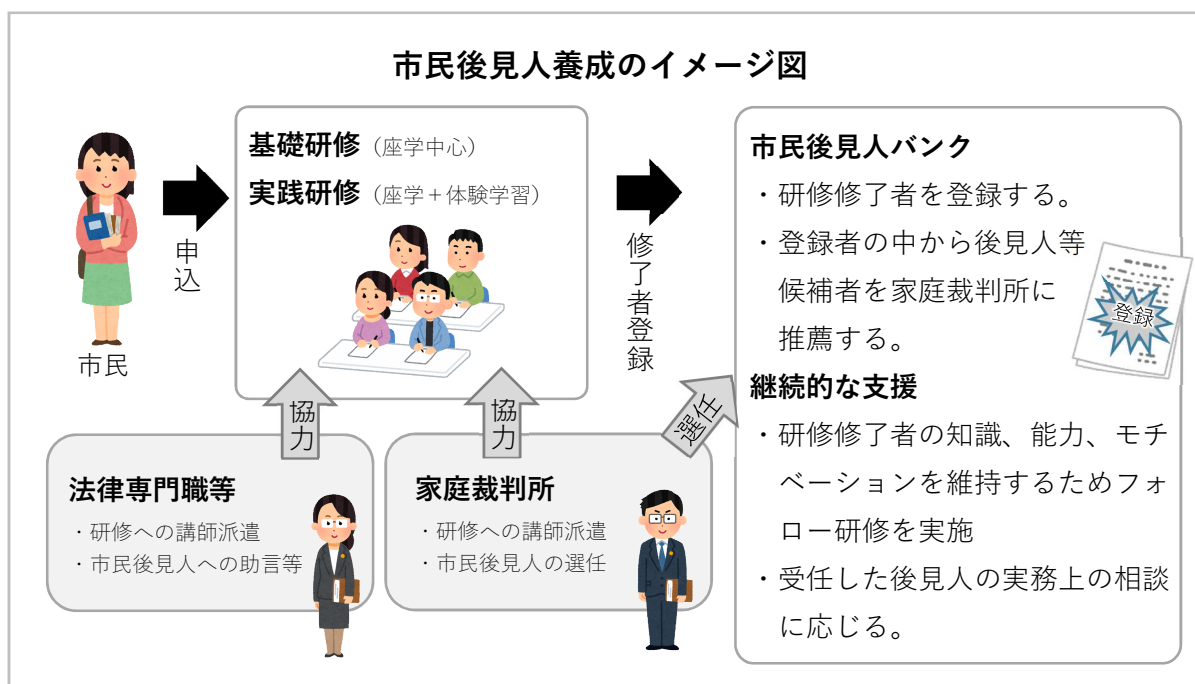
### 【主な取組】

#### ①市民後見人の養成

- ・市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）を開催し、法律専門職等と連携し市民後見人の養成に努め、家庭裁判所と連携して市民後見人の選任に向けた取組を進めます。

#### ②市民後見人の資質向上に向けた継続的な支援

- ・養成した市民後見人に対し、資質の維持・向上のため、技術的な助言や相談、研修など、継続的な支援を行います。
- ・社会福祉法人による法人後見の受任体制を充実するよう働きかけ、市民後見人養成の場とします。



## 第5節 制度を利用しやすい仕組みづくり

成年後見制度の利用が一層促進されるよう、後見人等が活動する上での困りごとを解決するための支援や、成年後見制度を利用する上での障壁を取り除くなど、利用しやすい仕組みづくりを進めます。

### 【主な取組】

#### ①後見人等の支援

- ・法律専門職等と連携し、後見人等や「支援チーム」からの相談に応じ、円滑に活動が行われるよう支援します。
- ・親族後見人の後見活動への不安を軽減するため、家庭裁判所と連携し、親族後見人同士のネットワークを構築するとともに、家庭裁判所へ提出する書類作成に対し助言を行います。
- ・本人のニーズと後見人等が持っている専門性・強みが異なる場合や、後見人等の都合などで後見人等の交代のニーズが発生した場合は、家庭裁判所と連携し、後見人等の交代も含め必要な措置が行われるよう対応します。

#### ②適切な後見人等候補者を推薦するための仕組みづくり

- ・市長申立て事案については、成年後見制度の利用や申立ての必要性、適切な後見人等候補者を推薦するための会議を開催し、制度の利用が必要な人の課題やニーズを把握し、適切な候補者を家庭裁判所に推薦します。
- ・市長申立て以外の事案に係る候補者の推薦については、今後の国の動向や本市における成年後見等に関する申立状況も踏まえ、対象範囲や実施時期について検討します。

#### ③日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

- ・日常生活自立支援事業は、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図るため、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や重要書類の預かり等を行う事業です。この事業の対象者の判断能力が低下した場合に、本人に必要な支援が行われるよう成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

#### ④市長申立てと利用助成

- ・成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず申立者が不在の場合は、市長による申立て手続を引き続き実施していきます。
- ・生活に困窮している方が成年後見制度を円滑に利用することができるよう、申立てに係る費用や後見人等の報酬に係る費用について助成する制度のあり方を検討します。

## 第6節 不正防止に向けた取組

成年後見制度が、成年後見制度の利用が必要な人にとって安心かつ安全な制度となるためには、不正事案の発生を未然に防止する仕組みづくりが重要となります。

第4章第1節から第5節に記載した取組を実施し、地域連携ネットワークや「支援チーム」での見守り体制が構築されることで、後見人等が孤立することなく、日常的に相談できる環境が整備され、不正の発生を未然に防止することにつながります。

仮に、後見人等の不適切な行為が把握された場合や情報提供があった場合は、家庭裁判所と連携して必要な対応を行います。





## 第5章 推進体制

### 第1節 中核的な役割を担う機関の適正な運営

基本理念の実現を図るためには、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に結びつけ、本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用を進めていく中核的な役割を担う機関が必要です。

本市では、「おだわら成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度の普及啓発を行うほか、制度利用や後見活動等に関する相談窓口を設ける等、当該制度の利用促進を図るための取組を進めていきます。

また、成年後見制度利用促進審議会において、成年後見制度の利用上の課題を把握し、今後の取り組むべき施策や方向性についての検討を行うとともに、中核機関が適正かつ円滑に運営されるよう協議します。

#### 【主な取組】

##### ①中核機関の運営

- ・成年後見制度の利用が必要な人や支援者を支援する体制を整備し、第4章に記載している施策を段階的・計画的に実施します。
- ・業務の中立・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市が適切に選定し、運営を委託します。
- ・様々なケースに対応できるよう、法律専門職等と連携して法律・福祉等の専門知識や対応するノウハウを蓄積し、相談スキルの向上に取り組みます。受け付けた相談内容をアセスメントし必要な支援に振り分けること、制度や手続きの一般的な相談以外にも専門性の高い相談も受け付けることから、法律専門職等と連携し、相談対応能力（アセスメント力、相談スキル、支援に必要な制度等）向上のための研修やマニュアルの整備等を行います。

##### ②成年後見制度利用促進審議会による調査審議

- ・成年後見制度利用促進審議会においては、基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査審議します。
- ・市民、関係機関、行政等が、それぞれの役割を担いながら連携し、成年後見制度の利用を促進していくことが重要であることから、関係機関の連携が一層図られるよう地域連携ネットワークのあり方等について審議します。



## 成年後見制度の理解の促進

- ・ 市民や関係機関等への普及啓発
- ・ 普及啓発をすすめることで制度の利用が必要な人を早期に発見



## 制度を利用しやすい仕組みづくり

- ・ 後見人等への支援
- ・ 親族後見人のネットワークづくり
- ・ 後見人等候補者を推薦の仕組み
- ・ 日常生活自立支援事業からの移行
- ・ 市長申立て・利用助成

## 相談支援体制の充実

- ・ 成年後見制度について専門的に相談できる窓口を整備
- ・ 窓口を明確化し、迅速な相談へ
- ・ 申立て手続きを支援



## 中核機関



## 市民後見人の養成・支援

- ・ 権利擁護の担い手である市民後見人の養成
- ・ 養成した市民後見人への継続的な支援



## 中核機関 5つの機能

### チーム

- ・ 本人を中心に様々な関係者でチームをつくる
- ・ チームで日常的に本人を見守る
- ・ 本人の意思や状況を把握し、必要な支援を行う

- ・ 個別チームへの支援
- ・ ネットワークを形成し連携を強化
- ・ 支援が必要な方の早期発見

### 地域連携ネットワーク



### (仮称) 地域連携ネットワーク会議

- ・ チームが円滑に機能するよう連携のあり方や地域の課題、当事者の声を共有し、支援体制を検討

## 連携

## 成年後見制度利用促進審議会

- ・ 基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査審議
- ・ 関係機関の連携が一層図られるよう地域連携ネットワークのあり方を審議



小田原市は  
～であって欲しい  
中核機関をもっと  
・・・にしたい

## 第6章

# 国の第二期基本計画策定を受けて

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするものではなく、権利擁護支援の一環として、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものであることが明確化されました。

また、第一期計画の課題として、成年後見制度が本人のニーズ変化に柔軟に対応できていない状況、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額や市町村が行う報酬助成事業の実施状況、地域連携ネットワークの整備が進んでいない状況などが挙げられ、第二期計画で、こうした課題に対応していくこととされました。

本市においても、本指針の基本理念は、権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を目指すものであることを基軸に据え、引き続き、本指針第4章「利用促進に向けた取組（施策の展開）」に掲げる取組を推進していきます。

## 1 小田原市成年後見制度利用促進審議会

### (1) 小田原市成年後見制度利用促進審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第3条** 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 行政書士
- (5) 社会福祉士
- (6) 民生委員
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 障害者の相談支援を行う事業所の職員
- (9) 公募市民
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 審議会の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 2 用語解説

この用語解説は、本指針を理解する上で参考となるよう分かりやすくまとめたものであり、必ずしも用語の定義を厳格に定めたものではありません。

### あ行

#### 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために行う支援の行為及び仕組みをいう。

### か行

#### 基幹相談支援センター

障害福祉サービスにおける相談支援機能の強化のため、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行う機関。

#### 計画相談支援事業所

障害福祉サービスの利用を行う時に必要となる計画等の作成や、作成した計画が利用者にとって適切であるかをその都度確認を行い支援を行う事業所。

#### 権利擁護支援

地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等における権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域に参加し、共に自立した生活をおくるという目的を実現するための支援活動。

### さ行

#### サービス担当者会議

ケアマネジャー（介護支援専門員）が居宅サービス計画作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して行う会議。当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

#### 市長申立て

成年後見制度の審判請求をする者が不在な場合に、本人の居住する地域の首長（市区町村長）が成年後見制度の審判請求を行うこと。

（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

#### 市民後見人

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う市民後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう。

#### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など地域福祉の増進に取り組んでいる。

## 自立支援協議会

本人、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政が参加・協力して障がいのある人が安心して暮らせるように取り組んでいく協議会。

地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置付けられた。

## 身上保護

後見人等が、本人の意思を尊重し、本人の心身状況、生活状況、経済状況等に配慮し、被後見人等の生活や健康、療養等に関する法律行為を行うこと。

## 親族後見人

後見人等が、本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他の親族の場合。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県等が交付するもので、障がい者に対する各種制度を利用する際に必要となる。精神障害者保健福祉手帳の等級は1級～3級までとなっている。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でないことにより、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい人に対し、後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。

※ 詳細はP34参照

## 成年後見人

精神上の障害などにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対して、家庭裁判所により民法第7条の後見開始の審判がなされたときに選任される者。

## た行

## 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 地域ケア会議

地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって開催する会議。

## 地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、総合相談、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置している。

## 出前講座

市民の所へ市職員等が出向き、行政の取り組みや職員の専門知識を生かした話を届ける生涯学習システム。

## な行

### 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類の預かり、保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

※ 2 詳細は P35 参照

### 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見受任者)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものである。本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」が選任された時からその効力が生ずる。

### 任意後見人

任意後見契約が登記されている場合において、本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所により「任意後見監督人」が選任された後における任意後見契約の受任者。

## は行

### 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が、家庭裁判所の審判により、成年後見人、保佐人、又は補助人になり、判断能力が十分でない人の身上保護・意思決定支援を行うこと。

### 保佐人

精神上の障がいなどにより事理を弁識する能力が著しく不十分である者に対して、家庭裁判所により民法第 11 条の保佐開始の審判がなされたときに選任される者。

### 補助人

精神上の障がいなどにより事理を弁識する能力が不十分である者に対して、家庭裁判所により民法第 15 条の補助開始の審判がなされたときに選任される者。

## ら行

### 療育手帳

知的障がいのある方の療育指導相談を行うとともに、知的障害者福祉法上の援助、その他各種制度の適用を受けやすくするため都道府県等が交付するもの。

基準により A1、A2、B1、B2 のいずれかの手帳が交付される。

## ※ 1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でないことにより、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。

成年後見制度は、こうした自分一人で判断することが難しい人に対して、家庭裁判所によって選任された後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見制度には、以下のとおり法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

成年後見制度	法定後見制度	類型	判断能力	援助者
		後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保佐	著しく不十分	保佐人
	補助	不十分	補助人	
	任意後見制度	本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度		

### 「後見人等の役割」

本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産の管理や介護・福祉のサービスを利用する際の契約などを行います。

家庭裁判所は、後見人等が適切に職務を行っているか、将来にわたって監督します。

#### ○同意権・取消権（法定後見制度のみ）

後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消し（無効）にする権限です。

ただし、本人が行った日常的な買い物などは取り消されることはありません。



#### ○代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。





## ※ 2 日常生活自立支援事業とは

高齢や障がいにより、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類の預かり、保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

### 「利用対象者」

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方で「自分一人で福祉サービスの利用手続きをすることに不安がある者」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある者」が対象になります。

※認知症の診断を受けていない方や障害者手帳を取得していない方も含みます。

### 「サービス内容」

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常金銭管理サービス
- ③書類等預かりサービス

### 「日常生活自立支援事業と成年後見制度のちがい」

本人の状態像	日常生活自立支援事業	成年後見制度	
		法定後見	任意後見
判断能力あり			将来に備えて、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶもの。即効型、移行型、将来型がある。 ※契約は、公証役場で公証人が作成する公正証書により行われます。
日常生活に不安がある	軽度の認知症や障がい等により、自分一人では契約等の判断をすることが不安だったり、お金の管理に困っている方が対象。 ※利用契約には、契約の内容を理解できる判断能力と本人の意思が必要になります。		
不十分		認知症や障がい等により、自分一人では契約等ができなかったり、お金の管理ができない方が対象。 ※申立てには、医師の診断が必要になります。	判断能力が不十分になったとき 任意後見人は、本人と話し合ってから決めた契約内容にしたがって支援。 ※家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
著しく不十分			
欠ける			



# おだわら成年後見制度利用促進指針

---

(発行) 令和3(2021)年3月

(改訂) 令和6(2024)年3月

小田原市福祉健康部

福祉政策課・高齢介護課・障がい福祉課

〒250-8555

小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1892

---

